

別表 1 (木造住宅耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断		耐震改修
対象建物	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
間接補助対象経費 (耐震診断のうち市町村が行うものは補助対象経費)	所有者等の依頼を受け市町村が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		所有者等が行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額		
	(1) 設計図書がある場合は 161.7 千円/戸 (2) 設計図書がない場合は 199.1 千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 1 項第三号イ、ロ、ハに定める費用	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第三号に定める費用
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	無料診断 (注 1) に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額 (利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第三号に定める算式により算定した額を減じた額) 以上の間接補助金を交付する場合に限る。
	平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの、又は ZEH 水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準 (令和 4 年 10 月 28 日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準 (案) を含む。以下「省エネ壁量等基準」という。) に基づく耐震性能の検証 (以下「ZEH 壁量検証」という。) が必要なもの。		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	次のいずれかに該当する耐震診断基準 (その時点における最新ののものであって、ZEH 壁量検証を含む) によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) その他 (1) から (3) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合 (2) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_w が 1.0 以上となるもの (3) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_w が 0.7 以上となるもの ((2) の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (4) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない 2 階建の 1 階部分の I_w が 1.0 以上となるもの ((2) の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) (5) (1) 及び (2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの (6) ZEH 水準の木造住宅については、上記 (1)、(2) 又は (5) のいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの 建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る
補助率 (本補助金の額を算出するために補助対象経費又は間接補助対象経費に乗ずる率をいう。次表以降において同じ。)	・ 間接補助対象経費のうち、136 千円を超えない部分 4 分の 1 ・ 間接補助対象経費のうち、136 千円を超える部分 2 分の 1	(1) 戸建住宅及び併用住宅 ・ 間接補助対象経費のうち、136 千円を超えない部分 6 分の 1 ・ 間接補助対象経費のうち、136 千円を超える部分 3 分の 1 (2) (1) 以外の場合 6 分の 1	5.75%
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

(注 1) 市町村が限度額の範囲内において、住宅所有者に対して全額支援するものをいう。

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) 住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁 (住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。) の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表 2 (木造住宅耐震化総合支援事業)

補助内容	改修設計	耐震改修、建替	
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋（買取再販住宅を除く）	買取再販住宅
間 接 補 助 対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修、建替又は居室単位耐震改修の設計に要する経費		所有者等が行う木造住宅耐震改修又は建替に要する経費
	限度額		
	320 千円/戸		1,750 千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額（利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第一号に定める算式により算定した額を減じた額）以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第一号に定める算式により算定した額を減じた額）以上の間接補助金を交付する場合に限る
	平成 12 年 5 月 31 日以前に建築されたもの、又は ZEH 壁量検証が必要なもの		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合 (2) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_w が 1.0 以上となるもの (3) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_w が 0.7 以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。） (4) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない 2 階建の 1 階部分の I_w が 1.0 以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。） (5) (1) 及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの (6) ZEH 水準の木造住宅については、上記(1)、(2)又は(5)のいずれか及び省エネ壁量等基準に適合するもの	
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うものに限る	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	
補助率	4 分の 1	(1) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 86 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁が指定する多雪区域内で事業を行う場合 5 分の 1 (2) (1) 以外の場合 ・間接補助対象経費のうち、1,437.5 千円を超えない部分 5 分の 1 ・間接補助対象経費のうち、1,437.5 千円を超える部分 5 分の 2	8 分の 1
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。

別表 3（非木造住宅耐震化促進事業）

補助内容	耐震診断		耐震改修
対象建物	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
間接補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額		
	136 千円/戸 （第二次診断法以上の診断法に限る）	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 1 項第三号イ、ロ、ハに定める費用	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第三号に定める費用
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額（利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 3 項第三号に定める算式により算定した額を減じた額）以上の間接補助金を交付する場合に限る
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法によるもの (4) その他 1) から 3) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合 (2) 指針第 2 に示す耐震改修を行ない I_s が 0.6 以上かつ q が 1.0 以上となるもの (3) (1) 及び (2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
			建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る
補助率	6 分の 1		5.75%
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

（注）住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁（住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。）の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表 4 (非木造住宅耐震化総合支援事業)

補助内容	改修設計	耐震改修、建替	
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋(買取再販住宅を除く)	買取再販住宅
間接補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震改修又は建替の設計に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修又は建替に要する経費
	限度額		
	320 千円/戸		1,750 千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額(利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第3項第一号に定める算式により算定した額を減じた額)以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(利子補給制度を利用する住宅については、国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第3項第一号に定める算式により算定した額を減じた額)以上の間接補助金を交付する場合に限る
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの		
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ない I_s が0.6以上かつ q が1.0以上となるもの (3) (1) 及び(2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの又は、本要綱に基づく耐震診断と併せて改修設計を行うものに限る	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	
補助率	4分の1	(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定する多雪区域内で事業を行う場合 5分の1 (2) (1) 以外の場合 ・間接補助対象経費のうち、1,437.5千円を超えない部分 5分の1 ・間接補助対象経費のうち、1,437.5千円を超える部分 5分の2	8分の1
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる			

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。

別表 5（屋根瓦耐風・耐震対策事業）

補助内容	屋根瓦耐風診断	屋根瓦耐風改修	屋根瓦耐震対策
間接補助対象経費	所有者等が行う屋根瓦の耐風診断に要する経費	所有者等が行う屋根瓦の耐風改修に要する経費	所有者等が行う屋根の軽量化工事又は屋根瓦の落下防止措置工事に要する経費（注 1）
	限度額		
	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 11 項第一号ロに定める費用	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第 11 項第二号ロに定める費用	900 千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る
	—	昭和 46 年建設省告示第 109 号に適合しない屋根であること	次のいずれかに該当する住宅 (1) 昭和 56 年 6 月 1 日（木造住宅については平成 12 年 6 月 1 日）以降に建築されたもの (2) 昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの (3) 耐震改修を実施したもの (4) 土葺き瓦屋根の住宅 (5) 耐震改修工事を併せて行う住宅
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
	—	(1) 「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）」に基づいて施工するものに限る ただし、上記耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるものを含む。 (2) 金属葺きは、建築基準法に規定する耐風性能を有すること	
補助率	6 分の 1	5.75%	12 分の 1
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

（注）とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表 6 (その他の住宅耐震化促進事業)

補 助 内 容	除却	居室単位耐震改修	耐震シェルター設置		耐震ベッド設 置
間 接 補 助 対 象 経費	所有者等が行う住宅の除却工事に要する経費	所有者等が行う居室単位の耐震改修工事に要する経費	所有者等が行う耐震シェルター設置工事に要する経費		所有者等が行う耐震ベッド設置工事に要する経費
	限度額				
	4,254 千円/戸	1,250 千円	3,643 千円/戸	1,000 千円/戸	625 千円/戸
補 助 要 件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	
	昭和56年5月31日（木造住宅については平成12年5月31日）以前に建築されたもの			現に高齢者、障がい者又は要介護者等若しくは避難行動要支援者が居住する住宅であること	
	「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日国住市第40号）」に示す方法又は建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る		—	
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				
	—	生活環境部長が別に定める基準に適合する耐震改修工事であること	原則として1階部分に設置するもの		
補助率	5.75%	5分の1	5.75%	5分の1	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる				

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。

別表 7 (建築物耐震化促進事業)

補助内容 対象建物	耐震診断						改修設計							耐震改修、建替、除却							
	② 防災拠点建築物	③ 通行障害既存耐震不適格建築物	④ 緊急輸送道路沿道等建築物	⑤ 避難路沿道等建築物	⑥ 避難所等	⑦ 左記以外の建築物	① 要緊急安全確認大規模建築物	② 防災拠点建築物	③ 通行障害既存耐震不適格建築物	④ 緊急輸送道路沿道等建築物	⑤ 避難路沿道等建築物	⑥ 避難所等	⑦ 左記以外の建築物	① 要緊急安全確認大規模建築物	② 防災拠点建築物	③ 通行障害既存耐震不適格建築物	④ 緊急輸送道路沿道等建築物	⑤ 避難路沿道等建築物	⑥ 避難所等	⑦ 左記以外の建築物	
間 接 補 助 対象経費	所有者等が行う建築物耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費						所有者等が行う建築物耐震改修設計に要する経費							所有者等が行う建築物耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する経費（防災拠点建築物及び避難所等については除却工事を除く）							
	限度額																				
	(②～⑥) 緊促要綱第3第2項第四号イ、ロ、ハに定める費用 (⑦) 国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第2項第三号イ、ロ、ハに定める費用														(①～⑥) 緊促要綱第3第1項第三号イ、ロ、ハに定める費用 (⑦) 国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第4項第二号(1)に定める費用						
補 助 要 件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの																				
	②・③（要安全確認計画記載建築物） 市町村が間接補助対象経費の額に5/6を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る ④～⑦（上記以外の建築物） 市町村が補助対象経費の額に2/3を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る						①（要緊急安全確認建築物）、 ②・③（要安全確認計画記載建築物） 市町村が間接補助対象経費の額に5/6を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る ④～⑦（上記以外の建築物） 市町村が補助対象経費の額に2/3を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る							①（要緊急安全確認建築物） 市町村が補助対象経費の額に 269/600 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る ②・③（要安全確認計画記載建築物） 市町村が補助対象経費の額に 11/15 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る ④・⑥ 市町村が補助対象経費の額に 2/3 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る ⑤・⑦ 市町村が補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る							
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの																				
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの																				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）により行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第 2 次診断法若しくは第 3 次診断法によるもの (5) その他 (1) から (4) までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの						当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。							耐震改修又は建替については次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法第 19 条及び第 20 条の規定に適合するように行なわれるもの (2) 指針第 2 に示すもの (3) その他 (1) 及び (2) に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの							
						建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る															
補 助 率	6 分 の 1						6 分 の 1							5.75%	②～④ 6 分 の 1			5.75%	6 分 の 1	5.75%	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる																				

(注) とっとり住まいの支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表 8 (特定天井耐震対策事業)

対象建物	避難所等(国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第六号で交付対象となる天井を有する建築物)	その他の建築物(国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第六号で交付対象となる天井を有する建築物)
間接補助対象経費	所有者等が行う特定天井の耐震改修工事又は除却工事に要する経費	
	限度額	
	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第6項に定める費用	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	市町村が間接補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に23%を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る
	平成26年3月31日以前に建築されたもの	
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行なわれるもの (2) その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	
補助率	12分の1	5.75%以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	

別表 9 (非構造部材耐震対策事業)

対象建物	避難所等	避難所及び戸建て住宅以外	戸建て住宅
間接補助対象経費	所有者等が行う非構造部材の耐震対策工事に要する経費（住宅については照明設備を除く）		
	限度額		
	27,000 千円/棟	26,086 千円/棟	1,304 千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	
	次のいずれかに該当するもの (1) 昭和 56 年 6 月 1 日（木造住宅については平成 12 年 6 月 1 日）以降に建築されたもの (2) 昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの (3) 耐震改修を実施したもの		
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法施行令第 39 条の規定に適合するように行なわれるもの (2) その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの		
補助率	12 分の 1	5.75%	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

別表 10（ブロック塀等耐震対策事業）

補助内容	耐震診断	除却			改修		
対 象 ブ ロ ッ ク 塀	耐震診断義務付けブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
間 接 補 助 対 象 経 費	所有者等が行うブロック塀の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	所有者等が行うブロック塀の除却工事に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額			ブロック塀の除却工事後に所有者等が行う軽量なフェンス・生垣・木塀等での復旧に要する経費またはブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額		
	補助単価 ※ 1						
	—	18 千円/m (36 千円/m)			25 千円/m		
	限度額						
	48.96+0.204L 千円/件 (L：ブロック塀の長さ)	500 千円/件 (1,000 千円/件)	450 千円/件 (900 千円/件)	225 千円/件 (450 千円/件)	625 千円/件	600 千円/件	300 千円/件
補 助 要 件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの						
	市町村が間接補助対象経費と同額の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る		市町村が間接補助対象経費の額に 5 分の 2 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	市町村が間接補助対象経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る	
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第 1 に示すもの (3) 「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により診断するもの。	—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1) 市町村の地域防災計画または耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2) 高さが 0.6m を超えるもの (3) 不特定の者が通行する道路に面したもの (4) 別表 11 または別表 12 の点検表より安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記 (2)～(4) の条件を満たすブロック塀		—	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀 (1) 市町村の地域防災計画または耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀 (2) 高さが 0.6m を超えるもの (3) 不特定の者が通行する道路に面したもの (4) 別表 11 または別表 12 の点検表により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (5) (3) 及び (4) の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの (不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記 (2)～(5) の条件を満たすブロック塀	
補 助 率	4 分の 1	5 分の 1	6 分の 1		10 分の 1	12 分の 1	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる						

※ 1 括弧に掲げる額は、ブロック塀撤去に併せて基礎を撤去する場合に適用する。

別表 11(補強コンクリートブロック塀の点検表（鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用））

点検項目	点検内容 (「6. 傾き、ひび割れ」、「7. ぐらつき」については、塀高さ0.6m以下の部分を除く)	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上又は高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4. 控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
8. その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表 12(組積造の塀の点検表)

点検項目	点検内容 (「5. 傾き、ひび割れ」、「6. ぐらつき」については、塀高さ0.6m以下の部分を除く)	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ 4 m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが 20 c m 以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は 1 mm 以上のひび割れがない	はい	いいえ
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
7. その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	7 項目のうち 1 つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表 13 (耐震化普及啓発学習会事業)

対象事業	学習会	出前説明会、戸別訪問
補助対象経費	市町村が行う次に掲げる学習会に要する経費 (1) 学習会の開催に係る経費 (2) 耐震診断、改修設計に係る経費 (3) (1) 及び (2) に必要な資料等の印刷製本又は購入に要する経費 (4) その他生活環境部長が特に必要と認める経費	市町村が行う次に掲げる出前説明会、戸別訪問・ダイレクトメールに要する経費 (1) 出前説明会の開催に係る経費 (2) 戸別訪問・ダイレクトメールに係る経費 (3) (1) 及び (2) に必要な資料等の印刷製本又は購入に要する経費 (4) その他生活環境部長が特に必要と認める経費
	限度額	
	(1) 戸別訪問に係る経費 6.5 千円／戸 (2) (1) 以外に係る経費 1 地区、1 事業につき 700 千円	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	県内の住宅の所有者等に対して住宅耐震化の普及啓発を目的として市町村が実施するものに限る（委託業務を含む）	
	学習会は、耐震診断及び耐震改修、地震防災対策に係る内容とし、次に掲げるものの結果を含むこと。 (1) 市町村が選定する住宅の耐震診断 (2) (1) を実施した住宅の耐震改修設計（概算工事費算出を含む） ※(1) の住宅は昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもので建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないものに限る	出前説明会、戸別訪問は既存住宅の耐震化対策の加速化を図るために行うものであること。
補助率	4 分の 1	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる	

別表 14 (省エネ改修等推進事業)

補助内容	省エネ改修等		
対象建物	戸建住宅又は併用住宅	共同住宅及び長屋	建築物
間接補助対象経費	所有者等が行う省エネ改修等に係る経費		
	限度額		
	(1)省エネ基準の場合 750 千円/戸 (2)ZEH 水準の場合 875 千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編イ-16-(20) 第 4 項に定める費用	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	市町村が間接補助対象経費の額に省エネ基準の場合は 5 分の 2 を、ZEH 水準の場合は 5 分の 4 を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る。		市町村が間接補助対象経費の額に 23% を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合に限る。
	次のいずれかに該当するもの		
	(1)昭和 56 年 6 月 1 日（木造住宅については平成 12 年 6 月 1 日）以降に建築されたもの (2)昭和 56 年 5 月 31 日（木造住宅については平成 12 年 5 月 31 日）以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの (3)耐震改修を実施したもの (4)本要綱に基づく耐震改修又は建替えと併せて省エネ改修等を行うもの		
	建築基準法第 9 条第 1 項の規定に基づく命令を受けていないもの		
補助率	(1)省エネ基準の場合 10 分の 1 (2)ZEH 水準の場合 5 分の 1	5.75%	
	補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる		

(注) 本要綱に基づく耐震改修又は建替えに係る補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる部分に係る経費を除く。

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる省エネ改修等に係る経費を除く。